

平成20年度事業評価書

平成 20 年 8 月
金 融 庁

目 次

第1部 事前事業評価書（平成21年度概算要求に係る新規・拡充事業）

I 事前事業評価の実施に当たって

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 事前事業評価の目的等 | 4 |
| 2. 事前事業評価書の記載内容 | 4 |
| 3. 事前事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 | 5 |

II 各事業の事前評価結果

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 「金融庁業務支援統合システム」の開発 | 7 |
|-----------------------|---|

第2部 事後事業評価書（過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業）

I 事後事業評価の実施に当たって

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1. 事後事業評価の目的等 | 12 |
| 2. 事後事業評価書の記載内容 | 12 |
| 3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 | 13 |

II 各事業の事後評価結果

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 1. 少額短期保険募集人管理業務システム開発 | 15 |
| 2. パーゼルⅡの国内実施に伴う審査・承認業務等に対応したシステムの整備 | 18 |
| 3. オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 | 21 |

第3部 成果重視事業に係る事後評価書

I 成果重視事業に係る事後評価の実施に当たって

- | | |
|------------------------------------|----|
| 1. 成果重視事業について | 25 |
| 2. 成果重視事業の事後評価の目的等 | 25 |
| 3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容 | 26 |
| 4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる意見 | 27 |

II 各成果重視事業の事後評価結果

1. 有価証券報告書等に関する電子開示システム（EDINET）の
更なる基盤整備等 29
2. 最適化計画の実施に伴う有価証券報告書等に関する電子開示シス
テム（EDINET）の再構築 31
3. 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築 33

第 1 部 事前事業評価書

(平成 21 年度概算要求に係る新規・拡充事業)

I 事前事業評価の実施にあたって

1. 事前事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、平成 15 年度以降、毎年度、「(事前) 事業評価書」を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、21 年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、事前事業評価を実施することとしました。

2. 事前事業評価書の記載内容

事前事業評価の実施にあたっては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、「法」という。)において示されている事業の必要性、効率性、有効性等の観点(注)から評価を行いました。

(注)「政策評価に関する基本方針」(平成 17 年 12 月 16 日閣議決定)

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。

また、各事業の事前事業評価の記載にあたっては、以下の項目について説明を行いました。

(1) 事業の概要

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

(2) 事業の目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

(3) 達成目標及び達成時期、事後的な検証時期等

各事業が達成すべき目標及びその時期、またその達成度合いの検証時期等について説明しました。

- ①達成目標
- ②目標設定の考え方
- ③目標の達成時期等
 - (ア) システム開発（機能追加及び修正等）完了予定時期
 - (イ) 目標の達成時期
- ④測定指標
- ⑤事後的に検証を行う時期

(4) 事業の事前評価

上述のとおり、法に示されている必要性、効率性、有効性等の観点から評価することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

- ①必要性の観点
 - (ア) 公益性の有無
 - (イ) 国で行う必要性の有無
 - (ウ) 民営化・外部委託の可否
 - (エ) 緊要性の有無
 - (オ) 他の類似施策の有無
- ②効率性の観点
 - (ア) 手段の適正性
 - (イ) 効果とコストの関係に関する分析
 - (ウ) 適正な受益者負担
- ③有効性の観点
 - (ア) 今後見込まれる効果（あるいは、これまでに達成された効果）
 - (イ) 効果の発現が見込まれる時期

(5) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の事前評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(6) 注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

3. 事前事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見

平成20年8月6日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各事業の事前事業評価に関するご意見については、事前事業評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

Ⅱ 各事業の事前評価結果

1. 事前評価の対象とした事業の名称

「金融庁業務支援統合システム」の開発

【関連する施策（平成 20 年度金融庁政策評価実施計画）】

業務支援基盤整備に係る施策 2 - (1) - ①

「行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進」

2. 事業の概要

金融庁においては、検査、監督、証券取引等監視等の各業務を支援するシステムとして、現状、①金融検査監督データシステム、②モニタリングシステム、③証券総合システムの 3 システムがあります。これら各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施されていますが、これらのシステムを統合して再構築することにより、統合後の次期システムの調達、開発及び運用の合理化を推進します。

また、この統合により各局内、各局間、各局と財務局等の間において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みに改善します。

なお、「金融検査及び監督業務並びに証券取引等監視等に関する業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 28 日 金融庁行政情報化推進委員会決定。以下、「最適化計画」という。）に基づき 19 年度から 2 年間に亘り、次期システムの設計・開発を実施する予定としましたが、19 年度に行った設計・開発事業者の調達が不調となったことから、今後、改めて 21 年度から 23 年度までの 3 年間で、同システムの設計・開発を実施する予定としています（24 年 1 月から新システム運用開始予定）。

（単位：千円）

	21 年度要求	22 年度要求 見込み	23 年度要求 見込み
予算額	336,549	448,732	336,549

（注）22 年度要求及び 23 年度要求については、国庫債務負担行為により予算措置を行うため、予算額は変動する可能性があります。

3. 事業の目的

「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、各府省は業務・システムの最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、経費の削減と業務処理時間の短縮の効果を上げることとされています。

当庁においても、最適化計画に基づき、金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務における業務・システムの見直し等を行い、当該業務に係る経費の削減と業務処理時間の短縮の効果を上げることとしています。

4. 達成目標及び達成時期、事後的な検証時期等

(1) 達成目標

平成24年度から単年度で約2.1億円の経費の削減及び約9,450日の業務処理時間の短縮（いずれも試算値）

(2) 目標設定の考え方

「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づく最適化効果指標

(3) 目標の達成時期等

①システム開発（機能追加及び修正等）完了予定時期

平成23年度

②目標の達成時期

平成24年度

(4) 測定指標

- ①削減経費金額
- ②短縮業務処理時間

(5) 事後的に検証を行う時期

平成25年度

5. 事業の事前評価

(1) 必要性の観点

①公益性の有無

当事業により構築されるシステムは、銀行法や金融商品取引法等に基づき行われる金融機関等の検査・監督業務及び証券取引等監視等業務の適切な実施を支援するものであり、公益性が高いと認められます。

②国で行う必要性の有無

銀行法や金融商品取引法等に基づき行われる金融機関等の検査・監督業務及び証券取引等監視等業務は国固有の責務であることから、当該業務を支援するシステムの構築は、国が行う必要があります。

③民営化・外部委託の可否

実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ですが、システム構築に係る作業量や情報技術に関する高度な専門性を勘案し、必要な部分については外部の専門業者

に委託する予定です。

④緊要性の有無

「今後の行政改革の方針」において、「各府省は業務・システムの最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、経費や業務処理時間の削減などの効果を上げる」こととされていることから、早急に実施する必要があります。

⑤他の類似政策の有無

新規施策であり、他の類似施策はありません。

(2) 効率性の観点

①手段の適正性

当事業は最適化計画に掲げられたものであり、経費の削減や業務処理時間の短縮が期待できることから、手段として適正なものと考えています。

②効果とコストの関係に関する分析

金融検査監督データシステム、モニタリングシステム、証券総合システムを統合して再構築することにより、統合後のシステムの調達、開発及び運用の合理化が期待できます。

また、最適化計画において、統合後のシステムが基盤となって業務上必要な情報をデータベースに蓄積し検索性を高めることにより、金融庁及び財務局等の担当職員が、適切なアクセス管理の下で業務上必要な情報に適時に利用できる仕組を構築することなどから、業務の効率性の向上が期待できます。

これらのことから、最適化計画全体の効果として、単年度で約 2.1 億円の経費削減及び約 9,450 日の業務処理時間の短縮を見込んでいます。

③適正な受益者負担

当事業により構築されるシステムは、金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務の効率性の向上を図るものであるため、特定の者に受益者負担を求めることは適当ではないと考えています。

(3) 有効性の観点

①今後見込まれる効果（あるいは、これまでに達成された効果）

新規施策のため、これまでに達成された効果はありませんが、最適化計画全体の効果として、単年度で約 2.1 億円の経費削減及び約 9,450 日の業務処理時間の短縮を見込んでいます。

②効果の発現が見込まれる時期

21年度から23年度までの3年間でシステムの設計・開発を行い、新システムは24年1月に稼動する予定であることから、効果の発現時期は24年度の見込みです。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

7. 注記（評価に使用した資料等）

- ・「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（18年3月28日金融庁行政情報化推進委員会決定）
http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/01_0.pdf
- ・「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システムの最適化に係る最適化効果指標」（18年7月24日公表）
<http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060724/01.pdf>

8. 担当課室名

総務企画局総務課情報化・業務企画室、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

第2部 事後事業評価書

(過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業)

I 事後事業評価の実施にあたって

1. 事後事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。また、必要に応じ、事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証することにより、以後の政策評価や企画立案に活用するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、過去に事前事業評価を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象として、事後的に事業評価を実施することとしました。

2. 事後事業評価書の記載内容

事後事業評価の実施にあたっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「法」という。）において示されている事業の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載にあたっては、以下の項目について説明を行いました。

（1）事業の概要及び実施内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

（2）事業の目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

（3）達成目標及びその設定の考え方等

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

- ①達成目標
- ②目標設定の考え方
- ③測定指標
- ④目標の達成度合いの結果

(4) 事業の事後評価

上述のとおり、具体的成果を踏まえ、法に示されている必要性、効率性、有効性等の観点から検証することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

- ①具体的成果
- ②必要性の観点
- ③効率性の観点
- ④有効性の観点
- ⑤総括的評価

(5) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の事後評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(6) 注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見

平成20年8月6日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各事業の事後事業評価に関するご意見については、事後事業評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

Ⅱ 各事業の事後評価結果

1. 事後評価の対象とした事業の名称

少額短期保険募集人管理業務システム開発

【関連する施策（平成 18 年度政策評価実施計画）】

政策Ⅱ－1－（1）－①「金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底」

2. 事業の概要及び実施内容

少額短期保険募集人の登録申請、変更届出の受理を当庁の個別の業務システムとして追加することにより、受付・審査・公文書作成作業の効率化を図るものです。

平成 18 年度中にシステム開発を行い、19 年度から当該システムの開発及び電子申請・届出システムとの連携を行うことにより、システム全体の稼働を図ることとしていました。

（単位：千円）

	17 年度	18 年度	19 年度
予算額	—	23,093	—
決算額	—	40,950	—

3. 事業の目的

我が国において特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業（特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業）行っていた、いわゆる「根拠法のない共済」については、総務省の調査結果報告（16 年 10 月）によれば、近年、その数は急増してきており、その中には、不適切な販売方法をとるものや財務基盤が脆弱なものがある等の指摘がなされていたところです。

このような状況を踏まえ、また、金融審議会（金融分科会第二部会）における検討報告をも踏まえ、保険業法の改正（17 年 5 月 2 日公布「保険業法等の一部を改正する法律」）により、根拠法のない共済のうち、保険期間が 2 年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が 1,000 万円以内の政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業（少額短期保険業）者にかかる新たな規制の枠組みが導入されることとなりました。

その規制のひとつとして、少額短期保険の募集を行う者は、一定の者を除いて少額短期保険募集人登録簿に登録しなければならないこととされています。よって、保険会社の保険募集人と同様、保険募集時における虚偽表示や重要事項の不告知の禁止等といった保険募集にかかる禁止行為についての規定や監督についての規定等が適用されることとなっています。

本事業では、この少額短期保険募集人登録等の管理業務をシステム化することにより、もって登録申請者の利便性の向上を図るとともに、登録等管理業務を行う財務局職員の業務効率化を図り、また、少額短期保険募集人のデータベース化により、募集人情報の検索が可能な環境を整備することを目的としています。

4. 達成目標及びその設定の考え方等

(1) 達成目標

少額短期保険募集人登録等の管理業務をシステム化することにより、もって登録申請者の利便性の向上を図るとともに、登録等管理業務を行う財務局職員の業務効率化を図り、また、少額短期保険募集人のデータベース化により、募集人情報の検索が可能な環境を整備することを目的としていました。

(2) 目標設定の考え方

少額短期保険業制度の導入による、根拠法のない共済の少額短期保険業への参入見込み（※記載の資料をもとに試算）を踏まえると、限られた人員により少額短期保険募集人管理業務を効率的に行うためには、システムの構築を行うことが、事務運営上、適正な手段と考えられることを背景としています。

※「根拠法のない共済に関する調査結果報告書（16年10月、総務省行政評価局）」における調査対象団体及び実地調査数

(3) 測定指標

下記の資料における少額短期保険業者の登録状況（19年度までの登録業者数及び登録時期）、及び少額短期保険募集人の申請・登録状況をもとに政策効果の把握に努めました。

- ・ 免許・許可・登録を受けている業者一覧－少額短期保険業者（財務局登録）

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shougaku.html>

(4) 目標の達成度合いの結果

18年度中にシステムの開発が完了し、19年度より運用が開始されており、少額短期保険募集人の登録業務、管理業務等の効率化が実現しています。

19年度末には、少額短期保険業者の登録が大幅に増加したことに伴い、募集人の登録申請も集中することとなりましたが、システム化により迅速かつ効率的に審査・登録手続きを行うことができました。

5. 事業の事後評価

(1) 具体的成果

少額短期保険制度導入に対応した少額短期保険募集人システムの開発を行い、19年4月より運用を開始しています。

19年度までに31業者が少額短期保険業者として登録されており、これらの募集人登録等について、募集人情報のデータベース化による検索時間の短縮による事務の効率化、電子データ管理による情報管理スペースの省スペース化等が図られました。

また、19年度末には、少額短期保険業者の登録が大幅に増加したことに伴い、募集人の登録申請も集中することとなりましたが、システム化により迅速かつ効率的に審査・登録手続きを行うことができました。これにより、少額短期保険業の登録後、直ちに営

業開始を要望する業者にも対応することが可能となるなど、申請者の利便性向上にも資することとなりました。

（２）必要性の観点

少額短期保険募集人に対する監督業務の実施を支援するものであることから、国が直接行うべき業務であり、本システムの開発により、申請者の持込・郵送等にかかる負担軽減及びこれに伴う紛失・個人情報漏洩等のリスク軽減が図られるものと考えています。

また、少額短期保険業制度の導入は 18 年 4 月であったことから、本システムの開発は極めて緊急性の高いものでした。

（３）効率性の観点

少額短期保険業制度の導入に伴い、新たな事務が発生することとなったものですが、本システムにより、募集人情報のデータベース化等による当庁の募集人管理事務の効率化が図られました。

（４）有効性の観点

募集人情報のデータベース化、電子データ管理による情報管理スペースの省スペース化により、登録事務等の効率化のために必要な情報処理が可能となり、かつ情報管理面での安全性を図ることが可能となりました。

（５）総括的評価

本システムの開発により、申請者の利便性の向上、登録事務及び管理事務の迅速化・効率化、情報管理面での安全性の向上等を図ることができました。

少額短期保険業制度が導入されてから 2 年しか経過していないことから、今後は募集人登録申請等の増加が見込まれ、成果は今後も順次上がってくるものと考えています。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

7. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 免許・許可・登録を受けている業者一覧—少額短期保険業者（財務局登録）
<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shougaku.html>
- ・ 特定保険業者の移行見込み（20 年 3 月 31 日）
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2008a/20080401.pdf>

8. 担当課室名

監督局保険課

1. 事後評価の対象とした事業の名称

バーゼルⅡの国内実施に伴う審査・承認業務等に対応したシステムの整備

【関連する施策（平成18年度金融庁政策評価実施計画）】

政策Ⅰ－１－（１）－①「金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」

2. 事業の概要及び実施内容

平成18年度末から実施されたバーゼルⅡでは、自己資本比率の計算手法に複数の選択肢が設けられ、各金融機関が、自らの規模やリスク特性等に応じて最適な手法を選択することとされています。このうち、信用リスクの内部格付手法及びオペレーショナル・リスクの先進的計測手法については、採用に先立って新規制に基づく予備計算を実施した上で、監督当局の承認を得る必要があり、新規制の実施当初からこれらの手法の採用を希望する金融機関は、17年度末から予備計算を行うこととされていました。このため、17年度予算に基づき、これらの金融機関の予備計算結果の分析をはじめとする審査・承認業務に必要なシステムの開発を行いました。また、18年度においては、本システムの機能拡張のための開発を行うとともに、バーゼルⅡに基づく自己資本比率の報告様式である「決算状況表」の報告フォーマットの修正等、新規制の実施後におけるオフサイト・モニタリングに必要なシステム開発を行いました。

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度
予算額	88,612	146,268	28,154
決算額	23,835	57,935	9,682

3. 事業の目的

バーゼルⅡにおいては、監督当局の承認を必要とする自己資本比率の計算手法の採用を希望する金融機関に対して、各国当局が、各金融機関のリスク計測手法等の適切性について検証を行うことが求められています。監督当局として、各金融機関のリスク計測手法やその計測結果について統計的な分析を行い、その適切性を検証するためには、金融機関の提出データ等に関する情報セキュリティを適切に確保しつつ、バーゼルⅡに関する審査・承認業務に対応したシステム整備を図っていくことが必要不可欠です。また、新規制の実施後は、各金融機関の自己資本比率の計算結果等について、監督当局として効果的・効果的なモニタリングを行っていく必要があります。本事業は、こうした業務を実施するために必要なシステムの開発を目的としたものです。

4. 達成目標及びその設定の考え方等

(1) 達成目標

金融機関のリスク計測手法等の適切性について検証を行うとともに、自己資本比率の計算結果等について効率的・効果的なモニタリングを行うこと。

(2) 目標設定の考え方

監督当局として、バーゼルⅡの内部格付手法及び先進的計測手法等に関する審査・承認を行うにあたっては、これらの手法の採用を希望する各金融機関のリスク計測手法やその計測結果の適切性を十分に検証する必要があります。また、各金融機関の自己資本比率の計算結果等についても、統一的な様式に基づきデータ等の報告を受け、自己資本額やリスク・アセット額の変動状況等について、効率的・効果的なモニタリングを実施していく必要があります。

(3) 測定指標

内部格付手法等に関する審査・承認の実施状況等を参考にしつつ、政策効果の把握に努めました。

(4) 目標の達成度合いの結果

信用リスクの内部格付手法及びオペレーショナル・リスクの先進的計測手法について、各金融機関に対する年2回の予備計算ヒアリング等を通じ、リスク計測手法等の適切性を検証しました。また、統一的な報告様式に基づき、多数の金融機関から自己資本比率の状況等に関する報告を徴求し、効率的・効果的なモニタリングを実施しました。

5. 事業の事後評価

(1) 具体的成果

18年度末に適用が開始された信用リスクの基礎的内部格付手法については、18年度中に、各金融機関に対する年2回の予備計算ヒアリング等を通じて審査を行い、12グループ19先に対して承認を行いました(19年3月)。また、19年度においても同様の審査を行い、基礎的内部格付手法については3グループ5先、オペレーショナル・リスクの先進的計測手法については1グループ4先に対する承認を行いました(20年3月)。なお、これらの手法の採用を希望していた金融機関のうち、リスク計測手法等の適切性が不十分な金融機関については、検証の過程において改善を求めていきました。また、承認後のフォローアップとして、各金融機関のリスク計測手法等の適切性について、本システムにより検証を行い、効率的・効果的なモニタリングを行いました。

さらに、バーゼルⅡの適用が開始された18年度末以降、監督当局の承認を要しない手法を採用している金融機関を含め、全ての預金取扱金融機関(20年3月末現在、677先)が、修正後の報告様式に基づき、自己資本比率の計算結果等の報告を行っています。

(2) 必要性の観点

内部格付手法等の先進的な計算手法の検証については、各国の監督当局が承認を行うにあたり、各金融機関のリスク計測手法等の適切性を十分に検証することとされており、我が国においても国が直接行うべきものです。

(3) 効率性の観点

限られた人員により、各金融機関のリスク計測手法及びその計測結果等について高度な統計分析等を行い、バーゼルⅡの国内実施に必要な審査・承認やオフサイト・モニタリングを効率的・効果的に実施していくことは、他の代替手段では不可能であり、システムの機能強化を行うことは、事務運営上、適正な手段であると考えています。

(4) 有効性の観点

バーゼルⅡの適切な国内実施を通じて、金融機関のリスク管理の高度化を促すことは、不良債権問題の再発防止等、将来にわたる金融システムの安定化や、監督当局としての監督手法の更なる向上に資するものと考えています。

(5) 総括的評価

18年度において、本システムの構築が完了しました。これにより、限られた人員の下で、バーゼルⅡに基づく審査・承認業務やオフサイト・モニタリングを効率的・効果的に行うことが可能となりました。

今後は、国際的な議論の動向を踏まえつつ、必要に応じて監督当局としての検証方法の見直しやそのためのシステムの機能改修等を行っていく必要があると考えています。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

7. 注記（評価に使用した資料等）

なし。

8. 担当課室名

監督局総務課バーゼルⅡ推進室

1. 事後評価の対象とした事業の名称

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

【関連する施策（平成 18 年度金融庁政策評価実施計画）】

政策 I - 1 - (1) - ①「金融機関を巡る効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」

2. 事業の概要及び実施内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、オンラインでのデータ徴求に加えて、データ様式の自由度を高めることによる徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応可能となるシステムに再構築し、平成 16 年 10 月から預金取扱金融機関を対象に利用されております。

18 年度の事業内容は、再構築したシステムに保険会社の取扱いを可能とする機能追加を行うとともに、預金取扱金融機関にかかる徴求項目の追加・変更などの機能変更を行うことにより、システムの一層の機能強化を図るものです。

(単位：千円)

	16 年度	17 年度	18 年度
予算額	114,871	230,629	270,671
決算額	111,401	177,666	221,000

3. 事業の目的

本事業は、金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を構築し、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等によって、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握することを目的としています。更に、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促すことを目指しています。

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリング等を行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、システムの機能強化を図っていくことが必要です。

また、金融機関からの徴求データの受付をオンライン化し、電子政府構築に取り組みます。

4. 達成目標及びその設定の考え方等**(1) 達成目標**

効果的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること。

(2) 目標設定の考え方

金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を整備し、効果的なオフサイト・モニタリングを実施することによって、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があります。

金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリング等を行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠です。

(3) 測定指標

柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの整備状況

(4) 目標の達成度合いの結果

16年10月に預金取扱金融機関への徴求項目の追加等に対応したシステム変更を終え、利用が開始されました。また、証券会社は18年10月に、保険会社は19年4月に新システムへ移行しました。

5. 事業の事後評価

(1) 具体的成果

証券会社及び保険会社に関する事務を新システムへ移行したことによって、オンラインでデータ徴求が可能になったことに加え、様式の変更・追加が柔軟に行えるようになりました。

また、16年10月から新システムで利用を開始している預金取扱金融機関について、制度の見直しに対応した徴求項目の追加・変更等を行ったことにより、効果的なオフサイト・モニタリングの実施が可能となりました。

(2) 必要性の観点

コンピュータ・システムの機能強化により、国固有の責務である金融機関等の監督について、オフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものであり、国が直接行うべき業務であると考えます。

監督部局の限られた人員により、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで効率的に行うことが不可欠です。また、さらに効果的なオフサイト・モニタリングを実施するためには、新たな制度改正等の金融機関を取り巻く状況の変化に対応した機能強化を早急に行う必要がありました。

(3) 効率性の観点

新システムでは、オンラインでのデータ徴求が可能となっています。これによって、即時でのデータの形式的なエラーチェックが可能になるなど、監督部局及び金融機関に

において事務の効率化や利便性の向上が図られました。

(4) 有効性の観点

新システムは、新たな制度改正等の行政課題への対応を想定し、徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応できるシステムとなっています。

また、データを暗号化し、オンラインでデータ徴求を行うことが可能であるため、情報管理面においても安全性が向上しています。加えて、財務事務所まで展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになりました。

(5) 総括的評価

19年4月に保険会社を新システムへ移行したことをもって、新システムの構築は完了しました。これまでの取組みによって、限られた人員・予算の下で、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況等の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを効果的に実施することが可能となりました。

今後は、金融機関を取り巻く状況の変化を踏まえ、システムの更なる機能強化等の検討が必要であると考えております。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

7. 注記（評価に使用した資料等）

・平成18年度実績評価書「政策Ⅰ－1－(1)－① 金融機関を巡る効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」（18年8月31日公表）

<http://www.fsa.go.jp/seisaku/18jisseki.html>

8. 担当課室名

監督局総務課監督調査室

第3部 成果重視事業に係る事後評価書

I 成果重視事業に係る事後評価の実施にあたって

1. 成果重視事業について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組みの一つであり、「モデル事業」（注）を試行から一般的取組みに移行させる第 1 ステップとして平成 18 年度予算から創設されたものです。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）においては、その取組みについて、引き続き進めることとされています。

成果重視事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したもののとして、

- ① 事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する
 - ② 各府省は、平成 17 年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る
- などとされています。

（注） モデル事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）において、

- ① i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
ii) 何をもち「達成」とするか、評価方法が提示されていること
iii) 目標期間は 1～3 年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること
の三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする

こととされています。また、モデル事業の事後評価については、上記閣議決定において、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされています。

2. 成果重視事業に係る事後評価の目的

成果重視事業については、上述のとおりモデル事業の基本的枠組みを維持することとされており、計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評

価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たすため事後評価を実施することとしています。

3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容

成果重視事業に係る事後評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「法」という。）において示されている事業の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点…政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

（1）成果重視事業の概要

各事業の事業内容について説明しました。

（2）対象期間

各事業の取組み期間について説明しました。

（3）達成目標及びその設定の考え方

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

①達成目標

②目標設定の考え方

（4）目標の達成度合いの結果

達成目標に対する達成度合いを説明しました。

（5）予算額等

各事業の対象期間中の予算額、支出済額、予算執行の弾力化措置等について説明しました。

（6）予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行うこととされており、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について説明しました。

(7) 進捗状況及び今後の見通し

あらかじめ設定した達成すべき目標の達成状況について評価を実施した結果、その進捗度合い及び今後の見通しについて説明しました。また、達成状況が芳しくない場合には、原因分析を行い、今後の改善策等について説明しました。

4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる意見

平成 20 年 8 月 6 日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

成果重視事業に係る事後評価に関するご意見については、成果重視事業に係る評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

Ⅱ 各成果重視事業の事後評価結果

1. 成果重視事業の名称

有価証券報告書等に関する電子開示システム（E D I N E T）の更なる基盤整備等

【関連する施策（平成 19 年度金融庁政策評価実施計画）】

政策Ⅱ－1－（2）－① 「金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実」

2. 成果重視事業の概要

有価証券報告書等の開示書類の一連の手続を電子化するE D I N E Tの更なる基盤整備を進めるものです。

3. 対象期間

平成 16 年度～19 年度（モデル事業を含む）

4. 達成目標及びその設定の考え方**（1）達成目標**

E D I N E T サイトへのアクセス件数の増加

（2）目標設定の考え方

有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指したものです。

5. 目標の達成度合いの結果

提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへのアクセス件数（月平均）は、増加傾向にあります。これらの数字は、システムの継続的な基盤整備による効果を表しているものと考えています。

【資料 E D I N E T サイトへのアクセス件数（月平均）】

（単位：件）

16 事務年度	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度
152,000	277,000	321,000	396,000

（注 1）事務年度は、7 月～翌年 6 月末。

（注 2）19 事務年度は、新システムが 20 年 3 月 17 日から稼働したため、19 年 7 月 1 日から 20 年 3 月 16 日までの参考数値。

6. 予算額等

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度
予算額	275,216	52,016	215,049
支出済額	243,854	322,259	165,500
翌年度繰越額	118,965	—	—
予算執行の弾力化措置			
国庫債務負担行為	—	—	—
繰越明許費	118,965	—	—
目の大括り化	—	—	—

7. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

平成17年度システム第二次開発において、システム開発に必要な企業内容等の開示に関する内閣府令（素案）の策定が18年2月にずれ込んだことに伴い、仕様検討及び開発時期が後ろ倒しとなり、開発の完了時期が同年8月となることが予想されました。このため、システムの第二次開発に関する予算を繰越明許費として次年度に繰り越したものであり、当該予算執行の弾力化によってEDINETの継続的な基盤整備を図ることができました。

8. 進捗状況及び今後の見通し

利用者の利便性の向上等、緊急性を要しないシステム開発については、再構築におけるシステム開発において検討することとし、二重投資となりかねないシステム投資を防止するよう、EDINETのシステム開発を行いました。

なお、20年3月17日より再構築後の新システムが稼動しています。

9. 担当課室名

総務企画局企業開示課

1. 成果重視事業の名称

最適化計画の実施に伴う有価証券報告書等に関する電子開示システム（E D I N E T）の再構築

【関連する施策（平成19年度金融庁政策評価実施計画）】

政策Ⅱ－1－（2）－① 「金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実」

2. 成果重視事業の概要

有価証券報告書等の開示書類の一連の手続を電子化するE D I N E Tの最適化計画に基づき再構築をするものです。

3. 対象期間

平成18年度～19年度

4. 達成目標及びその設定の考え方**（1）達成目標**

18年度から着手したシステム開発及びタクソミ開発を終了し、再構築後のシステムを稼働させること。

（2）目標設定の考え方

有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指したものです。

5. 目標の達成度合いの結果

18年度において、タクソミ開発、システム開発等を行うなど、最適化計画に基づいたE D I N E Tの再構築を実施し、新システムが20年3月17日に稼動しました。

E D I N E Tの再構築においては、XBRLの導入により開示情報の二次利用性及び開示書類等利用者の利便性の向上等が期待されるとともに、審査支援機能の充実・強化、類似機能の統廃合によるコスト削減が図られました。

6. 予算額等

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度
予算額	—	1,671,303	880,780
支出済額	—	670,909	908,333

翌年度繰越額	—	—	—
予算執行の弾力化措置			
国庫債務負担行為	—	1,446,585	—
繰越明許費	—	—	—
目の大括り化	—	—	—

7. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

再構築にあたっては、パイロット・システム構築から本番システムの構築まで約2年程度の期間を要することが予想されました。このため、再構築に関する契約にあたっては、再構築期間に応じて国庫債務負担行為を活用した複数年契約を採用しました。これにより、単年度毎に入札・契約をする場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られました。

8. 進捗状況及び今後の見通し

業務・システム最適化計画に基づくEDINETの再構築を実施し、20年3月より新システムが稼動しています。今後、24年度まで国庫債務負担行為にて運用経費を計上し、運用を実行します。

9. 担当課室名

総務企画局企業開示課

1. 成果重視事業の名称

公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築

【関連する施策（平成 20 年度金融庁政策評価実施計画）】

施策Ⅱ－（２）－５「公認会計士監査の充実・強化」

2. 成果重視事業の概要

複雑化する試験事務への対応及び受験者等に対する情報提供サービスの充実のため、コンピュータ・システムの開発を行うものです。

3. 対象期間

平成 17 年度～20 年度

4. 達成目標及びその設定の考え方

（１）達成目標

- ①公認会計士試験受験者に対する成績通知率の向上（19 年度：目標 70%）
- ②インターネットを経由した情報提供サービスへのアクセス件数の増加（19 年度：目標 75 千件）

（２）目標設定の考え方

公認会計士試験の受験者等に対する情報提供サービスの充実を図ることを目標としています。

5. 目標の達成度合いの結果

新試験制度に対応した公認会計士試験システムの開発を行い、18 年 1 月より運用を開始しています。システム開発においては、免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等に加え、成績通知に係る機能を開発しており、平成 18 年以降の公認会計士試験論文式試験において、不合格者全員に対して詳細な成績通知を実施できるようになり、成績通知率は 100%となりました。

また、新試験制度への移行に伴う試験免除の複雑化や受験者数の増加により業務量が増大しましたが、システム開発により、試験結果の迅速な公表や多角的なデータ分析による受験者への詳細な情報提供が可能になりました。

こうして分析・集計した資料はインターネットを通じ受験者等に情報提供を行っていますが、19 年度からは、新たに公認会計士試験の出願状況についても情報提供したこともあり、情報提供サイトへのアクセス件数は 210,531 件となり、18 年度の 175,999 件からさらに増加し、目標件数 75,000 件を大幅に上回りました。

6. 予算額等

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度
予算額	261,404	244,563	96,962
支出済額	207,000	138,186	40,757
翌年度繰越額	—	—	—
予算執行の弾力化措置			
国庫債務負担行為	61,234	96,916	96,962
繰越明許費	—	—	—
目の大括り化	—	—	—

(注) 各年度の予算額と支出済額の差額については、システム開発契約等において一般競争入札を行った結果、予定価格よりも低価で契約が締結されたこと、さらに18年度においてコンサルティングに係る経費が不要となったことにより、生じたものです。

7. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

運用支援及び機器借入契約については、複数年度で契約締結することにより、単年度契約の場合よりも費用が抑えられました。

8. 進捗状況及び今後の見通し

本システムは、平成18年から実施されている新公認会計士試験の円滑な実施に向けて17年度及び18年度に開発を行い、18年1月から随時運用を開始しました。免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等を開発したことにより、新試験制度に対応した試験事務を迅速に行うことが可能となったことに加え、受験者等に提供する情報を充実させた結果、毎年度、目標は達成されています。

なお、19年度においては、公認会計士試験の実施の更なる改善に向けて検討が行われ、ここで検討された改善策に対応するため、20年度に本システムの追加機能の開発を行います。

9. 担当課室名

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室